

北の産保センターだより

北海道産業保健総合支援センター
札幌市中央区北1条西7丁目1番地
プレスト1・7ビル

令和元年10月1日発行

「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されています！

1 産業医の活動環境の整備

(1) 産業医の独立性・中立性の強化

・理念既定の創設、知識・能力の維持向上の努力義務、辞任・解任時の衛生委員会への報告義務。

(2) 産業医への権限・情報提供の充実・強化

・事業者が産業医に付与すべき権限は①事業者に対する意見、②労働者からの情報収集③緊急の必要がある場合の労働者への指示

・事業者が産業医への情報提供は①健康診断、面接指導後に講じた措置、②80時間超労働者の氏名と超過時間、③労働者の業務に関する情報

・事業者への勧告は事前に事業者の意見を求め、勧告内容と講じた措置の記録・保存を義務付け。

(3) 産業医活動と衛生委員会等との関係強化

・産業医の勧告の衛生委員会への報告義務。

・産業医による衛生委員会への調査審議の求め。

・衛生委員会の意見の記録・保存義務。

2 健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い

(1) 労働者からの健康相談にできせつに対応するための体制整備の努力義務。

(2) 労働者の心身の状態に関する情報の指針に基づく適正な取扱いの義務。

(3) 労働者に周知しなければならないのは、①産業医の業務の内容、②健康相談の申出方法、③労働者の心身の状態に関する取扱いの方法。

3 長時間労働者に対する面接指導

(1) 労働時間の状況把握

・裁量労働制の適用者や管理監督者も労働時間の状況(出退勤時刻)の把握を義務付け。

(2) 80時間超の労働者本人に対する超過時間の情報通知を義務付け。

(3) 面接指導対象者は「80時間超かつ疲労蓄積が認められる者」に拡大。

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

治療と仕事の両立支援制度を導入しましょう！

1 疾病を抱える労働者の状況

アンケート調査によれば、疾病を理由として1か月以上連続して休業している従業員がいる企業の割合は、がんが21%、脳血管疾患が12%である。また、仕事を持ちながら、がんで通院している者の数は、32.5万人。さらに、健康診断の有所見率は53%。

2 疾病を抱える労働者の就業可能性の向上と課題

がんの5年生存率は年々向上し、治療が長期化、入院から外来にシフトしてきていることから、「完全に治してから復職」は非現実的。

しかしながら、疾病を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や労働者の理解不足や、職場の理解・支援体制不足により、離職に至ってしまう場合もみられる。

① 糖尿病患者の8%が治療を中断、最も多い理由は「仕事のため、忙しいから」

② 1か月以上の療養が必要な社員で「病気休暇申請せず退職」とした企業は、身体疾患で15%。

③ 病気休暇を新規に利用した労働者のうち38%が復職せず。

3 事業場における課題

・ 少子高齢化で人手不足が進む中、新規がんの約3分の1は64歳以下、簡単に補充が出来ない。

・ 短期的な休暇制度しかなく、長期通院者に対応できない。

・ 対象者が現れた場合に相談したいとの事業場が多いが、実際の相談では、労働者自身や職場の理解不足で支援に至らないケースがほとんどです。

以上のことから、事前に治療と仕事の両立支援制度の導入をご検討下さい。

研修会のご案内（10～11月）

番号	日 時	研 修 テ ー マ	講 師	研 修 開催地
看20 衛20	10月1日(火) 18:30～20:30	ストレスチェック制度における医師面接- その目的と実施のコツ-	札幌心身医療研究所長 久村 正也	倶知安町
看21 衛21	10月8日(火) 18:30～20:30	ストレスチェック制度における医師面接- その目的と実施のコツ-	札幌心身医療研究所長 久村 正也	新ひだか町
看23 衛23	10月28日(月) 18:30～20:30	①働き方改革推進法における労働時間 法制の見直しについて ②働き方改革推進法に基づく労働安全 衛生法の一部改正について	北海道産業保健総合支援 センター副所長 八反田 健	旭川市
看24 衛24	10月31日(木) 18:30～20:30	①働き方改革推進法における労働時間 法制の見直しについて ②働き方改革推進法に基づく労働安全 衛生法の一部改正について	北海道産業保健総合支援 センター副所長 八反田 健	留萌市
看22 衛22	11月5日(火) 18:30～20:30	ストレスチェック制度における医師面接- その目的と実施のコツ-	札幌心身医療研究所長 久村 正也	札幌市
看25 衛25	11月21日(木) 18:30～20:30	①働き方改革推進法における労働時間 法制の見直しについて ②働き方改革推進法に基づく労働安全 衛生法の一部改正について	北海道産業保健総合支援 センター副所長 八反田 健	釧路市
看26 衛26	11月28日(木) 18:30～20:30	①働き方改革推進法における労働時間 法制の見直しについて ②働き方改革推進法に基づく労働安全 衛生法の一部改正について	北海道産業保健総合支援 センター副所長 八反田 健	岩見沢市

- ☆ 研修会のお申し込みは、北海道産業保健総合支援センターホームページからお願いします。
 ☆ その他、研修申込方法、研修会場など詳しいことは北海道産業保健総合支援センター
 電話011-242-7701 まで、お問い合わせください。
 ☆ 研修受講は無料です。
 ※ テーマが同じ研修は重複して受けることはできません。

令和元年度下半期(1月～2月) 両立支援コーディネーター基礎研修日程

会 場	日 時	場 所 () 定員	受付開始
釧路	1月18日(土) 9:00～17:30	釧路労災病院 (50名)	12月2日(月) 13:00～ 12月6日(金) 17:00
埼玉	2月15日(土) 9:30～18:30	ラフレさいたま (100名)	
福岡	2月22日(土) 9:00～17:30	TKPガーデンシティ博多 新幹線口(100名)	
東京	2月29日(土) 9:00～17:30	フクラシア東京 (100名)	結果通知 12月16日(月)
大阪	2月29日(土) 9:30～18:00	エル・おおさか (70名)	

【募集要項】

- ★応募者多数の場合は抽選により受講決定となります。
 ★対象者：医療機関に勤務する医療従事者、企業等において両立支援に携わる方。
 ★各会場1事業所（医療機関）につき受講者数1名
 ★受付開始となりましたら、（独）労働者健康安全機構ホームページ内上記研修日程から各会場を
 クリックし、申込フォームに進んでください。
 ★お問い合わせ、詳細は（独）労働者健康安全機構ホームページをご覧ください。